

社会福祉法人ケイター保育園 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ケイター保育園（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、費用を弁償することができる。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の決議を経て、改廃することができる。

附則

平成22年4月1日より適用

平成27年4月1日改訂

平成29年5月17日改訂

この規程は、平成29年4月1日より施行する。